

し じょうなわてし てんしゅつ かた てんしゅつ ともな ひつよう てつづ かくにん
 四條 畷 市から 転出される方へ 転出に伴う必要な手続きについてご確認ください。

てんにゅうとどけ あたら じゅうしょ す はじ にち い ない おこな
 転入届は新しい住所に住み始めてから14日以内に行ってください

せいとう りゆう てんにゅうとどけ おく じゅうみん きほんだいちょうほうだい じょうだい こう えん い か かりよう
 ※正当な理由がなく転入届が遅れると、住民基本台帳法第53条第2項により50,000円以下の過料
 に処せられる場合があります。また、外国人住民の方については、改正入管法第71条の2及び3、改正
 入管法特例法第31条及び第32条により200,000円以下の罰金(虚偽届出の場合は、1年以下の
 懲役または200,000円以下の罰金)、中長期在留者の方においては、在留資格の取り消しの対象と
 なり得る場合がありますのでご注意ください。

てんしゅつ と てんしゅつしょうめいしょ ほんにんかくにんしよるい じさん てんしゅつと け
 ※転出を取りやめたときは、「転出証明書」と本人確認書類をご持参のうえ、すみやかに転出取り消し
 の手続きをしてください。

しじょうなわてしやくしよ
 四條畷市役所
 ほーむぺーじ
 ホームページ



せいど てつづきめい 制度・手続名	てんしゅつとどけていしゅつご しじょうなわてし てつづ 転出届提出後の四條畷市での手続き	たんとくぶじよ 担当部署
	しんじゅうしよち てつづ 新住所地での手続き	

じゅうみんとうろく かん
 住民登録に関すること

まいなんばーかーど マイナンバーカード じゅうみんきほんだいちょうかーど 住民基本台帳カード	てんしゅつとどけ ていしゅつ さい ていじ 転出届を提出される際にご提示ください。	しみんか 市民課 たわらししよ 田原支所
	けいぞくりよう てつづ ひつよう てんにゅうさき まいなんばーかーど 継続利用の手続きが必要です。転入先にマイナンバーカード・ 住民基本台帳カードを持って行ってください。	
いんかんとろく 印鑑登録	いんかんとろく はいし いんかんとろくしよ かせ 印鑑登録は廃止されるので印鑑登録証をお返しく下さい。 てんしゅつとどけ あたら じゅうしよち てんにゅう あいだ 転出届を出されてから新しい住所地に転入するまでの間に いんかんとろくしよめいしょ ひつよう ばあい と あ 印鑑登録証明書が必要になった場合は、お問い合わせください。	
ざいりゅうかーど 在留カード とくべつえいじゅうしやしよ 特別永住者証	ひつよう かた あら いんかんとろく てつづ 必要な方は新たに印鑑登録の手続きをしてください。 てんにゅうさき てんしゅつしょうめいしょ ほか ざいりゅうかーど とくべつえいじゅうしやしよめいしょ 転入先に転出証明書の他に在留カード・特別永住者証明書を も い 持って行ってください。	

いりようほけん ねんきん かいごほけん かん
 医療保険・年金・介護保険に関すること

こくみんけんこうほけん 国民健康保険 こうきこうれいしやいりよう 後期高齢者医療	ほけんしよ かせ 保険証をお返しく下さい。	ほけんねんきんか 保険年金課
	こくみんけんこうほけん てんにゅうさき あら かにゅう てつづ (国民健康保険)転入先で新たに加入の手続きをしてください。 こうきこうれいしや いりよう てんにゅうさき と あ (後期高齢者医療)転入先でお問い合わせください。	
こくみんねんきん 国民年金	こくみんねんきん てちよう も ひと てんにゅうさき ていじ 国民年金手帳を持っている人は転入先で提示してください。	
ねんきん じゅきゅうちゆう 年金(受給中)	てんにゅうさき てつづ 転入先での手続きはありません。	こうれいふくしか 高齢福祉課
かいごほけん 介護保険	かいごほけん ひ ほけんしやしよ かせ ようかいごにんてい う 介護保険被保険者証をお返しく下さい。要介護認定を受けている かた じゅきゅうし かくしよめいしよ こうふ う 方は、受給資格証明書の交付を受けてください。 あら かにゅう てつづ 新たに加入手続きをしてください。	

せいかつ かん
 生活に関すること

かいいぬとうろく 飼犬登録	てんにゅうさき いぬ しよざいち へんこう てつづき おこな 転入先で犬の所在地の変更手続きを行ってください。	せいかつかんきようか 生活環境課
によう と し尿くみ取り	はいし てつづ おこな 廃止の手続きを行ってください。	
すいどうりようきん 水道料金 げすいどうしよりよう 下水道使用料	きゅうすいちゅうし てつづ おこな 給水中止の手続きを行ってください。 (総務課料金担当 ☎ 072-876-7302) てんにゅうさき と あ 転入先でお問い合わせください。	おおさかこういき 大阪広域 すいどうきぎょうだん 水道企業団 しじょうなわて 四條畷 すいどうせんたー 水道センター

せいど てつづきめい 制度・手続名	てんしゅつとどけていしゅつご しじょうなわてし てつづ 転出届提出後の四條畷市での手続き	たんとうぶじょ 担当部署
	しんじゅしよち てつづ 新住所地での手続き	

こ どもが いる 方 ・ 妊 娠 中 の 方

<input type="checkbox"/> 児童手当	しょうめつ てつづ 消滅の手続きをしてください。	こ ども せいえんか 子ども支援課	
	てんにゆうさき と あ 転入先でお問い合わせください。		
<input type="checkbox"/> 子ども医療 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療 <input type="checkbox"/> 未熟児養育医療	てんしゅつご しやう いりやうしやう いりやうけん かえ 転出後は使用できませんので、医療証・医療券をお返してください。		
	てんにゆうさき と あ 転入先でお問い合わせください。		
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当	じゅしよへんこう てつづ 住所変更の手続きをしてください。		
	てんにゆうさき と あ 転入先でお問い合わせください。		
<input type="checkbox"/> 市立・私立保育所(園) 認定こども園	たいしよ てつづ 退所の手続きをしてください。		こ ども せいさくか 子ども政策課
	てんにゆうさき と あ 転入先でお問い合わせください。		
<input type="checkbox"/> 市立小・中学校	てんしゅつ てつづ あと いま まで かよ がっこう ざいがくしやうめいしよ 転出の手続きをした後、今まで通っていた学校から在学証明書と きやうかやうとしよきやうしやうめいしよ こうふ う 教科用図書給与証明書の交付を受けてください。		がっこうきやういくか 学校教育課
	ざいがくしやうめいしよ きやうかやうとしよきやうしやうめいしよ も くだ 在学証明書と教科用図書給与証明書を持ってきて下さい。		
<input type="checkbox"/> ふれあい教室	たいしゅつ てつづ 退室の手続きをしてください。	せいしやうねんいせい か 青少年育成課	
	てんにゆうさき と あ 転入先でお問い合わせください。		
<input type="checkbox"/> 妊産婦健康診査	てんしゅつご しじょうなわてし にんざん ぶけんこうしんさ きじゅしんけん しやう 転出後、四條畷市の妊産婦健康診査受診券の使用はできません。	ほけんせんたー 保健センター	
	てんにゆうさき にんざん ぶけんこうしんさ きじゅしんけん こうかん ひつやう 転入先での妊産婦健康診査受診券の交換が必要です。		

しょう 障 がい の ある 方

<input type="checkbox"/> 重度障がい者医療	てんしゅつご しやう いりやうしやう かえ 転出後は使用できませんので、医療証をお返してください。	しょう ふくし か 障がい福祉課
	てんにゆうさき と あ 転入先でお問い合わせください。	
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 特別障がい者手当 <input type="checkbox"/> 障がい児福祉手当	じゅしよへんこう てつづ 住所変更の手続きをしてください。	
	てんにゆうさき と あ 転入先でお問い合わせください。	
<input type="checkbox"/> 障がい福祉サービス	じゅきゆうしやしやう かえ 受給者証をお返してください。	
	てんにゆうさき と あ 転入先でお問い合わせください。	

ぜいきん ほけんりやう 税金・保険料などの未納がある方

<input type="checkbox"/> 市税・国保料・後期保 険料・保育料の未納	のうぜい のうふ そうだん う 納税・納付相談を受けてください。	ちやうしゅうたいさくか 徴収対策課
	さき いがい み のう たんとうぶじょ のうふ そうだん う ※左記以外の未納については担当部署で納付相談を受けてください。	

しやりやう しよゆう 車両を所有している方

<input type="checkbox"/> 125 cc を超える二輪車	どうろくないやう へんこう ひつやう きん きうん ゆきよおおさかうん ゆ しきよく 登録内容の変更が必要です。近畿運輸局大阪運輸支局 (☎ 050-5540-2058)にお問い合わせください。	ぜい む か 税務課
	はいしやしんこく おこな ひやうしき ぶれーと かえ 「四條畷市」の 廃車申告を行い標識(プレート)をお返してください。	
どうろくないやう おこな なら ひやうしき ぶれーと しゅとく 登録内容の変更が必要です。下記にお問い合わせください。		
<input type="checkbox"/> 軽三輪・軽四輪	どうろくないやう へんこう ひつやう か き と あ 登録内容の変更が必要です。下記にお問い合わせください。 けい じ どうしやけん さきやうかい たかつきししよ 軽自動車検査協会 高槻支所(☎ 050-3816-1841)	

【問い合わせ】 四條畷市役所 ☎ 072-877-2121・0743-71-0330 FAX 072-863-2025
田原支所 ☎ 0743-78-0175 FAX 0743-72-3012